預金保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年三月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十四号

預金保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（預金保険法施行令の一部改正）

第一条　預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項第二号及び第三号中「給付補てん金」を「給付補塡金」に改める。

第十三条第二号イ(1)中「及び次条（第二項第三号を除く。）」を「、次条（第二項第三号を除く。）、第二十九条の二十三並びに第二十九条の二十八第一号及び第二号」に改める。

第十三条の二第二項第三号イ(1)中「第二十五条の四まで」を「この条から第二十九条の二十八まで（第二十九条の二十三並びに第二十九条の二十八第一号及び第二号を除く。）」に改める。

第十四条第二号中「事業の譲受け又は」を「合併、事業の譲受け、」に改め、「いう。）」の下に「又は会社分割」を加える。

第二十三条第四号中「含む。）」の下に「第二十九条の五第四号及び」を加える。

第二十五条の三第一項及び第二項各号列記以外の部分中「及び第百八条の三第八項」を削り、同項第一号中「若しくは株式移転設立完全親会社」を「又は株式移転設立完全親会社」に改め、同項第三号中「及び第百八条の三第八項」を削る。

第二十五条の四中「以下」を「第二十五条の七並びに第三十八条第一項第五号及び第六号において」に改める。

第二十五条の五中「同じ」を「この条から第二十五条の九までにおいて同じ」に改める。

第二十五条の六第四号中「同項の認可を受けた」を「当該」に、「承継金融機関」を「組織再編成に係る承継金融機関（法第百八条の三第二項第一号に規定する承継金融機関をいう。）」に改める。

第二十五条の九の次に次の一条を加える。

（第一号措置に係る取得株式等の規定の準用）

第二十五条の九の二　法第百八条第三項の規定及び第二十五条の三の規定は、法第百八条の三第八項において法第百八条第二項の規定を準用する場合について準用する。

第二十六条第二項中「法第百十八条第一項」を「同条第一項」に改め、同項の表第六十二条第五項の項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に、「蓋然性」を「蓋然性」に改める。

第二十七条の見出し中「負担金」の下に「又は特定負担金」を加え、同条第一号中「金額」の下に「（第四号から第十一号までに規定する業務に係る費用の金額を除く。）」を加え、同条第二号中「又は法第百八条第二項」を「若しくは法第百八条第二項（法第百八条の二第四項（法第百八条の三第八項において準用する場合を含む。）及び第百八条の三第八項において準用する場合を含む。）」に改め、「取得貸付債権」の下に「又は取得特定株式等（法第百二十六条の二十四第二項（法第百二十六条の二十五第四項において準用する場合を含む。）に規定する取得特定株式等をいう。以下同じ。）若しくは法第百二十六条の二十四第二項（法第百二十六条の二十五第四項（法第百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。）及び第百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。）に規定する取得特定貸付債権」を加え、同条中第三号を第十二号とし、第二号の次に次の九号を加える。

三　法第百二十六条の五第四項において準用する会社更生法第八十一条第一項の規定に基づき受けた費用の前払及び報酬の金額

四　法第百二十六条の十九第一項の規定による資金の貸付け及び債務の保証に係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細

五　法第百二十六条の三十一又は第百二十六条の三十八第七項において準用する法第六十四条第一項の決定に基づく特定資金援助（法第百二十六条の二十八第一項に規定する特定資金援助をいう。以下同じ。）に係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細

六　法第百二十六条の三十二第四項において準用する法第六十四条第一項の決定に基づく追加的特定資金援助（法第百二十六条の三十二第一項に規定する追加的特定資金援助をいう。以下同じ。）に係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細

七　法第百二十六条の三十五第一項又は第二項の規定による出資に係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細

八　法第百二十六条の三十七において準用する法第九十八条第一項の規定による資金の貸付け及び債務の保証に係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細

九　法第百二十六条の三十七において準用する法第九十九条の規定による損失の補塡に係る業務に係る費用の金額及びその明細

十　法第百二十七条の二第一項又は第百二十八条の二第一項の規定による資金の貸付けに係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細

十一　法第百二十九条第一項の規定による資産の買取り（特別監視金融機関等（法第百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等をいう。以下同じ。）及び協定特定承継金融機関等（法第百二十六条の三十七において読み替えて準用する法第九十七条第一項第一号に規定する協定特定承継金融機関等をいう。第二十九条の三十四及び附則第二条の十七において同じ。）に係るものに限る。）に係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細

第二十九条の次に次の四十三条を加える。

（我が国の金融システムにおいて重要な地位を占める者）

第二十九条の二　法第百二十六条の二第二項第四号に規定する政令で定める者は、短資業者（貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者をいう。）とする。

（特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等について準用する法の規定の読替え）

第二十九条の三　法第百二十六条の五第一項に規定する特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等（法第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）について法第百二十六条の九において法第七十九条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「氏名又は名称及び住所」とあるのは、「名称及び主たる事務所」と読み替えるものとする。

（資産の国内保有）

第二十九条の四　法第百二十六条の十七の規定に基づく特定認定（法第百二十六条の二第一項に規定する特定認定をいう。以下同じ。）に係る金融機関等に対する命令は、その期限及び次項に掲げる資産のうち当該命令が対象とするものの範囲又は当該命令が対象とするものの総額の上限を示して行うものとする。

2　法第百二十六条の十七に規定する特定認定に係る金融機関等の資産のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　日本銀行に対する預け金

二　現金並びに金融庁長官が別に定める国内の者に対する預金、貯金及び定期積金

三　有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券をいう。以下同じ。）

四　国内に住所又は居所を有する者に対する貸付金、立替金その他の債権